

福岡県公報

平成二十三年十月三十一日
第三千三百二十二号
増刊
①

目次

告示 (第七百九十三号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

る告示

(会計管理局会計課)

教育委員会

○福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(教育庁義務教育課)

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

告示

福岡県告示第七百九十三号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第
二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

職員研修所

筑紫中央高等学校

高速道路交通
警察隊

下大利支店

を

職員研修所

筑紫中央高等学校

高速道路交通
警察隊

下大利支店

に改める。

附則

この告示は、平成二十三年十一月一日から施行する。

教育委員会

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を

次のように改正する。

別表中二十の項を二十一の項とし、九の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、八
の項の次に次のように加える。

9	福岡県立太宰府特別支援 学校	知的障害	小学部 中学部 高等部 小学部 中学部 高等部	普通科 普通科	三年 三年 六年 三年 三年 六年
---	-------------------	------	--	------------	----------------------------------

附則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百二十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院（博多区）の項中

吉塚林病院

〃 〃 吉塚七丁目六番二九号

を

新吉塚病院

〃 〃 吉塚七―六一二九

に、

医療法人社団杏林会金隈病院

〃 〃 金の隈三丁目二四―一六

を

金隈病院

〃 〃 金の隈三―二四―一六

に改め、

糟屋郡の項中

福岡青洲会病院

〃 〃 長者原沼ノ内八〇〇の一

を

福岡青洲会病院

〃 〃 長者原沼ノ内八〇〇―一

に

改める。